

平成 26 年度安全研究の評価について

平成 27 年 7 月 8 日
原子力規制庁

1. 趣旨

原子力規制庁は「原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について」(平成 26 年 4 月 9 日原子力規制庁。以下「評価の実施について」という。)に基づき、中間評価、事後評価及び年次評価を実施したところ、これらの評価について原子力規制委員会に報告するとともに、中間評価及び事後評価について同委員会の承認を求めるものである。

2. 中間評価及び事後評価（案）（資料 2-2 参照）

（1）評価方法

①中間評価

研究実施期間が 5 年以上のプロジェクトのうち、研究開始から 3 年以上経過したものを対象として、「原子力規制委員会における安全研究について」（平成 25 年 9 月 25 日原子力規制委員会。以下「安全研究について」という。）との整合性、研究の質や向上等の観点から評価を実施した。

②事後評価

平成 26 年度に終了したプロジェクトを対象として、「安全研究について」に整合したものであったか否かも含め、成果目標の達成状況や具体的成果等の観点から評価を実施した。

※両評価に当たり、技術評価検討会を開催し、外部専門家から各プロジェクトに対する技術的観点からの評価を得た。

（2）評価結果

①中間評価

19 件のプロジェクト全てについて、研究内容を継続してもよいと評価した。ただし、3 件のプロジェクトについては、効率的な研究実施のために再編を行うと評価した。

さらに、4 件のプロジェクトは、規制に研究成果が活用されており、特に成果を挙げたと評価した。

②事後評価

5 件のプロジェクト全てについて、プロジェクトの目的をおおむね達成し

ていると評価した。

さらに、1件のプロジェクトは、規制に研究成果が活用されており、特に成果を挙げたと評価した。

3. 年次評価（平成26年度安全研究成果及び平成27年度安全研究計画）

（資料2-3参照）

（1）評価方法

①平成26年度安全研究成果

全てのプロジェクトを対象とし、平成26年度の安全研究が平成26年度安全研究計画のとおり行われたか等々を評価し、この評価結果とともに、平成27年度安全研究計画に反映すべき事項等を評価票として取りまとめた。

②平成27年度安全研究計画

「原子力規制委員会における安全研究について－平成27年度版－」（平成27年4月22日原子力規制委員会。以下「平成27年度版安全研究について」という。）と整合しているか、①の評価結果を踏まえた計画となっているかを評価した。

（2）評価結果

①平成26年度安全研究成果

41件のプロジェクトのうち、平成26年度に計画どおり終了した5件を除く36件のプロジェクトについて、平成27年度に継続すべきプロジェクトは31件（うち、特に重点的に実施していくプロジェクトは10件）、見直すべきプロジェクトは5件と評価した。これらのうち、3件のプロジェクトは、規制に研究成果が活用されており、特に成果を挙げたと評価した。

②平成27年度安全研究計画

平成27年度のプロジェクト37件について、「平成27年度版安全研究について」と整合しているか、①の評価結果を踏まえた計画となっているかを確認し、おおむね妥当であると評価した。

原子力規制委員会における安全研究に係る評価の実施について

平成26年4月9日
原子力規制庁

1. 背景

平成25年9月25日、原子力規制委員会が実施すべき安全研究について、その目的をより明確にし、課題の解決に資する成果が得られるようにすることを目的として、「原子力規制委員会における安全研究の推進について」（以下、「安全研究の推進について」という。）がとりまとめられた。

そこでは、「原子力規制委員会が原子力安全規制等における課題を解決するための研究分野を特定し、それを踏まえた優先順位の設定と毎年度ごとの安全研究の進捗状況及び研究成果の原子力安全規制等への活用状況等の評価を行い、必要に応じて改善を実施する」としている。

本年3月1日、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制庁に統合されたことを踏まえ、安全研究に係る評価の実施体制、内容について明確にする。

なお、「安全研究の推進について」における独立行政法人原子力安全基盤機構に係る記載については、別紙のとおり、これを削除する修正を加えることとする。

2. 政策的観点からの評価

原子力規制庁は、「原子力規制委員会における安全研究について（平成25年9月25日）」（以下、「安全研究について」という。）に示されたニーズへの整合性等について評価を実施し、原子力規制委員会に報告する。

具体的には、各安全研究プロジェクトに対して、事前評価、中間評価（研究実施期間が5年以上の研究に限る）、事後評価、追跡評価及び年次評価を実施し、これらの評価について原子力規制委員会に報告するとともに、事前評価、中間評価及び事後評価については原子力規制委員会の承認を得る。

(1) 事前評価（安全研究プロジェクト立ち上げ時）

安全研究プロジェクト立ち上げ時に、「安全研究について」との整合性、実施の必要性、目的や成果目標、予算や研究期間の妥当性、国際動向等の観点から事前評価を実施する。

(2) 中間評価（研究期間中）

研究実施期間が5年以上の場合には、研究開始から3年ごとに中間評価を行う。当該評価では、外部状況の変化や目標の達成状況、国際動向等を踏まえ、「安全研究について」との整合性、研究の質の向上や改善、プロジェクトの中断等の観点も含め評価を実施する。

(3) 事後評価（研究プロジェクト終了後）

プロジェクトの終了後、「安全研究について」に整合したものであったか

否かを含め、成果目標の達成状況や具体的成果、国際貢献等の観点から事後評価を実施する。当該評価は、安全研究の成果の利用が想定される部署による成果に対する評価を踏まえたものとする。

(4) 追跡評価

安全研究の成果の利用が想定される部署に対し、プロジェクトの終了1年後に成果の規制等への反映、活用状況について追跡評価を実施する。プロジェクトの終了1年後時点で、成果の反映、活用状況が確認できない場合は3年以内の適切な時期に再度追跡評価を実施する。ただし、基盤的研究に関してはこの限りではないものとする。

(5) 年次評価

「安全研究について」への整合性、年度ごとの安全研究の進捗状況を確認し、安全研究プロジェクトの継続的改善を図る観点から、当該年度の研究成果及び次年度研究計画について評価を実施する。評価結果は次年度以降の研究計画に反映する。

3. 技術的観点からの評価

原子力規制庁が各安全研究プロジェクトに対する中間評価及び事後評価案を作成するに当たっては、技術評価検討会を開催し、原子力規制庁において選定した当該研究分野に知見を持つ外部専門家等からプロジェクトに対する技術的評価を得る。なお、外部専門家については、公正性及び中立性確保の観点から、利害関係者が評価に加わらないよう十分に配慮するとともに、その選定について原子力規制委員会の了承を得る。

4. 評価対象

評価対象は、原子力規制庁が実施する原子力安全規制等に関する安全研究プロジェクトとする。

5. 当面の評価スケジュール

平成25年度研究成果（今年度評価対象とする安全研究プロジェクトについては別添1参照）及び平成26年度研究計画の評価については以下のとおり実施する。

平成26年4～6月頃 原子力規制庁による平成25年度研究成果及び平成26年度研究計画の評価

平成26年6月頃 原子力規制委員会への評価結果の報告